

○厚木市個人情報の保護に関する規則

令和4年12月23日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(公務員等の職務遂行に関する個人情報ファイル)

第3条 条例第2条第2号アに規定する実施機関が定めるものは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 公務員等の職務の遂行に関して設置され、公務員等で構成される会議の構成員の名簿
- (2) 公務員等の職務に係る研修に関して作成された名簿
- (3) 市の職員の身分証明書、徴税吏員証等特定の職務に従事する職員であることを証する書類の交付台帳
- (4) 庁用車等の利用申込書等市長の組織内部又は市長と他の実施機関及び国の機関等との間の申込手続等に使用される書類のつづり
- (5) 時間外勤務等命令票、旅行命令票等定められた様式により作成され、専ら市の職員の職務の遂行に関する個人情報が記録された書類のつづり
- (6) その他前各号に掲げるものに類する個人情報ファイル

(個人情報取扱事務登録簿の記載事項)

第4条 条例第5条第1項第6号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の変更又は廃止の区分及び年月日
- (2) 個人情報の収集の時期

(3) その他実施機関が必要と認める事項

(個人情報取扱事務登録簿の公表の方法)

第5条 条例第5条第5項の規定による登録簿の公表は、市政情報コーナーへの備付け、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(開示の方法)

第6条 法第87条第1項及び第2項の規定による開示の実施は、次の各号に掲げる記録の種別に応じ、当該各号に定める方法その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 文書又は図画に記録されているもの 当該文書若しくは図画の閲覧、用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付

(2) 電磁的記録 当該電磁的記録を市長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は光ディスク等に複写した物の交付

(本人等であることを示す書類)

第7条 条例第10条に規定する本人（代理人を含む。）であることを示す書類で実施機関が定めるものは、次に掲げる書類とする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

(2) 運転免許証

(3) 健康保険の被保険者証

(4) 在留カード又は特別永住者証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署（独立行政法人等を含む。）が発行した免許証、許可証、資格証、身分証明書その他これらに類するもの又は法人が発行した身分証明書その他これに類するもので、本人であることを

確認するため市長が適当と認める書類

(写し等の交付部数等)

第8条 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の写し等の交付部数は、一の請求につき1部とする。

2 条例第6条第2項に規定する写し等の交付に要する費用は、前納とする。

(写し等の送付)

第9条 市長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている行政文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第28条第4項後段に定める方法は、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票で納付する方法とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(厚木市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 厚木市個人情報保護条例施行規則(平成17年厚木市規則第13号)は、廃止する。